

自営業者の収入については、市区町村で交付した所得証明書では判断ができないため、確定申告書類等を提出いただき判断いたします。

1. 健康保険法の被扶養者認定における年間収入については、事実が発生した日以降1年間に見込まれるすべての収入をいい、暦年あるいは年度の収入によって期間を限定しているものではありません。
2. 健康保険法において、被扶養者となれる要件は、原則として年間収入が130万円（60歳以上または障害年金の受給者は180万円）未満となっています。
3. 年間収入については、被扶養者となる人が給与所得者の場合は、年間総収入（所得税、住民税、社会保険料等を控除する前の額）となっており、必要経費は一切認められません。自営業者の場合は、年間総収入から「直接的必要経費（注）を差し引いた額」となっています。すなわち、被扶養者認定における年間収入は所得税法上の所得とは一致しないこととなります。（注）直接的必要経費（年間総収入から差し引くことができる経費）とは、その費用なしには当該事業が成り立たない経費（例えば、製造業における原材料費、卸小売業における仕入れ代）であり、それ以外の経費（例えば、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、福利厚生費、青色申告特別控除額）は、年間総収入から差し引くことはできません。
4. 自営業の事業所が法人事業所であって、被扶養者となる人が当該法人事業所の代表者であるときは、健康保険と厚生年金保険の強制適用の被保険者に該当するため、被扶養者にはなれません。
5. 当健康保険組合における「直接的必要経費」については、別表のとおりとします。なお、事項の表に記載されていない経費については、事業内容等により判断します。

自営業者の収入が基準を満たしていれば扶養可能ですが、基準額以上の場合は、収入から直接的経費を差し引いて判断します。

※直接的経費とは、所得税法上で認められている必要経費とは異なり、健保が設定したそれなしでは事業が成り立たない経費のことです。

自営業者の収入 = 年間総収入 - 売上原価

一般所得		農業所得		不動産所得	
原材料費	○	雇入費	×	給料賃金	×
売上(仕入)原価	○	小作料・賃借料	×	原価償却費	×
仕入れ代	○	減価償却費	×	貸倒金	×
給与賃金	×	貸倒金	×	地代家賃	×
外注工賃	×	利子割引料	×	借入金利子	×
減価償却費	×	租税公課	×	租税公課	×
貸倒金	×	種苗費	○	損害保険料	×
地代家賃	×	素畜費	×	修繕費	×
利子割引料	×	肥料費	○	雑費	×
租税公課	×	飼料費	○	○：直接的経費として認める ×：直接的経費として認めない	
荷造運賃	×	農具費	×		
水道光熱費	×	農薬衛生費	×		
旅費交通費	×	諸材料費	×		
通信費	×	修繕費	×		
広告宣伝費	×	動力光熱費	×		
接待交際費	×	作業用衣料費	×		
損害保険料	×	農業共済金	×		
修繕費	×	荷造運賃手数料	×		
消耗品費	×	土地改良費	×		
福利厚生費	×	雑費	×		
雑費	×				

営業・農業・不動産・利子・配当収入等を確認する書類。

自営業（農業・漁業等の従事者含む）をしている方は、確定申告書などの総収入から、必要最小限の経費を差引いた収入額で判断します。健保組合が認める経費は、税法上とは異なります。

60歳未満の場合：年収が130万円未満

60歳以上または障害基礎・厚生年金受給者の場合：年収が180万円未満

①氏名・②年度(令和4年分)・③収入・(④直接的経費※P.5)

確定申告書は大きく「申告書A」と「申告書B」があります。「申告書A」はサラリーマンや年金受給者の還付申告などで使われます。「申告書B」は、個人事業者や不動産所得のある人が使います。申告書A、Bとも「第一表」「第二表」がセットになっています。(申告書Bには、第三表が付く場合もあります)

令和〇年分の確定申告書A (FA0114)

1 氏名

2 令和〇年分

3 収入

申告書A
給与所得、雑所得、配当所得、一時所得限定で使うことができる。申告書Bより簡素化されている

電子申請の場合
このあたりに
受付日時が
印字されます
受付日時：2019/03/19 09:14:55
受付番号：2019-0319-0914 8

令和〇年分の確定申告書B (FA0079)

1 氏名

2 令和〇年分

3 収入

申告書B
すべての所得で使うことができる。ただし、所得の内容によっては申告書三表、第四表などの申告書が必要になる

経費について

FA0303

平成 27 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用 (平成二十五年分以降適用) 住所 東京都新宿区四谷 事業所所在地 同上 業種名 小売業

平成 28 年 1 月 16 日 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

青枠部分の経費は差し引かず、赤枠部分の差引金額で判断します。

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
売上(収入)金額 ①	9078180	旅費交通費 ㉑	60000	山本 真理子 (21歳)	12	1,200,000	1,200,000	
家事消費金額 ②		通信費 ㉒	43440	らくだ 太郎 (20歳)	10	1,000,000	1,000,000	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉓	223500					
計 (①+②+③) ④	9078180	接待交際費 ㉔	150000					
期首高品(製品)棚卸高 ⑤	100000	損害保険料 ㉕						
仕入金額(期首高品) ⑥	1557000	修繕費 ㉖						
小計 (⑥+⑦) ⑦	1657000	消耗品費 ㉗	50500					
期末高品(製品)棚卸高 ⑧		福利厚生費 ㉘						
差引原価 (⑧-⑤) ⑨	1657000	新聞図書費 ㉙	36000					
差引金額 (④-⑨) ⑩	7421180	支払手数料 ㉚	315					
給料賃金 ⑪	2200000	雑費 ㉛						
外加工賃 ⑫		経費計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭) ⑮	4135932					
減価償却費 ⑬		特定控除前の所得金額 (⑮-⑯) ⑯	3285248					
貸倒金 ⑭		専従者控除 ⑰	2400000					
地代家賃 ⑮	1080000	所得金額 (⑰-⑱) ⑱	885248					
利子割引料 ⑯								
租税公課 ⑰								
荷運賃 ⑱	180000							
水道光熱費 ⑲	409177							

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	そのうち必要経費入力額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数
かるがる 花子 (45歳)	妻	12

延べ従事月数 12

FA7100

令和 0 年分収支内訳書 (農業所得用) (あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用 (令和二年分以降適用) 令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

赤枠部分の差引金額で判断します。
⑦ - (⑩ + ㉑ + ㉒)

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
販売金額 ①		修繕費 ①	
家事消費金額 ②		動力光熱費 ②	
事業消費金額 ③		作業用衣料費 ③	
雑収入 ④		農業共済掛金 ④	
小計 (①+②+③) ⑤		荷運賃手続料 ⑤	
農産物の期首棚卸高 ⑥		土地改良費 ⑥	
計 (⑤-⑥+⑦) ⑦		雑費 ⑦	
雇入費 ⑧		農産物以外の棚卸高 ⑧	
小作料・賃借料 ⑨		種苗費 ⑨	
減価償却費 ⑩		薬畜費 ⑩	
貸倒金 ⑪		肥料費 ⑪	
利子割引料 ⑫		飼料費 ⑫	
租税公課 ⑬		農具費 ⑬	
種苗費 ⑭		農業費 ⑭	
薬畜費 ⑮		諸材料費 ⑮	
肥料費 ⑯			
飼料費 ⑰			
農具費 ⑱			
農業費 ⑲			
諸材料費 ⑳			

○雇入費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現金	現物	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料・賃借料等の別	面積・数量	支払額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数

延べ従事月数

個人事業者や不動産所得のある人が確定申告をする場合、メインの申告書に加えて1年間の収支をまとめた書類を提出されています。
 通常の申告(白色申告)では収支内訳書となりますが、青色申告決算書を提出されている場合もあります。

「申告書B」に収支内訳書が青色申告決算書が添付されます

2 令和01年分収支内訳書(一般用)

1 氏名

4 科目

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額		売上(収入)金額	3,600
戻上(収入)金額		戻上(収入)金額	
雑収入金額		雑収入金額	
その他の収入		その他の収入	4,500
小計		小計	
差引金額		差引金額	
給料費		給料費	8,100
外注工賃		外注工賃	8,100
減価償却費		減価償却費	8,100
貸倒金		貸倒金	8,100
地代家賃		地代家賃	8,100
利子割引料		利子割引料	8,100
租税公課		租税公課	8,100
荷造運賃		荷造運賃	8,100
水道光熱費		水道光熱費	8,100
旅費交通費		旅費交通費	8,100
通信費		通信費	8,100
広告宣伝費		広告宣伝費	8,100
接待交際費		接待交際費	8,100
損害保険料		損害保険料	8,100
雑費		雑費	8,100
差引金額		差引金額	

収支内訳書
 1年間の事業の収入や支出、その内訳などをとりまとめる一般用や不動産所得用などがある

2 平成29年分所得税青色申告決算書(一般用)

1 氏名

4 科目

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	3,654,280.0	売上(収入)金額	3,654,280.0
戻上(収入)金額		戻上(収入)金額	
雑収入金額	5,057,425.5	雑収入金額	5,057,425.5
その他の収入		その他の収入	
小計	3,130,654.5	小計	3,130,654.5
差引金額	2,521,650.0	差引金額	2,521,650.0
給料費	1,752,000.0	給料費	1,752,000.0
外注工賃	3,759.3	外注工賃	3,759.3
減価償却費	9,242,665.5	減価償却費	9,242,665.5
貸倒金	8,270.0	貸倒金	8,270.0
地代家賃	1,320,000.0	地代家賃	1,320,000.0
利子割引料	3,759.3	利子割引料	3,759.3
租税公課	1,395,000.0	租税公課	1,395,000.0
荷造運賃	7,852.0	荷造運賃	7,852.0
水道光熱費	1,948,922.0	水道光熱費	1,948,922.0
旅費交通費	80,540.0	旅費交通費	80,540.0
通信費	136,821.1	通信費	136,821.1
広告宣伝費	1,187,700.0	広告宣伝費	1,187,700.0
接待交際費	1,561,131.1	接待交際費	1,561,131.1
損害保険料	4,220.0	損害保険料	4,220.0
雑費	8,280.0	雑費	8,280.0
差引金額	6,809,535.5	差引金額	6,809,535.5

青色申告決算書
 1年間の事業の収入や支出、内訳をまとめて、損益計算書、貸借対照表を作成する

不動産売却等一時的に発生した所得は、収入とはみなしません

確定申告をしていない場合は、「市民税・県民税の申告書類」と収支内訳書を提出。
 「市民税・県民税の申告書類」の裏面があれば、収支内訳書の追加添付は不要。

氏名、年度（令和4年度）、収入額が明記されているもの。

市民税・県民税の申告書類
 （確定申告をせず、税申告のみしている場合の提出書類例）

表

裏

1年間の株式取引等の損益が記載されている書類で、金融機関が発行するもの。
 特定口座の場合「年間取引報告書」、一般口座の場合「取引残高報告書」にて確認します。
 ※一般口座とは、税金の計算・確定申告・納税を投資家自身で行う口座。

- ◆60歳未満の場合：年収が130万円未満
- ◆60歳以上または障害基礎・厚生年金受給者の場合：年収が180万円未満

①氏名・②年度（令和4年分）・③譲渡益・④配当金

年間取引報告書サンプル

平成 年分 特定口座年間取引報告書 平成XX年X月XX日

特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ 氏名	胎定の種類 1保管 2信用 3配当
前回提出時の住所又は居所	生年月日	明・大 期・平	源泉徴収の選択 1有 2無

譲渡区分	①譲渡の対価の額(収入金額) (円)	②取得費及び譲渡に要した費用の額等 (円)	③差引金額(譲渡所得等の金額) (円)	④-③ (円)
一般上場分	0	0	0	0
特定信用分	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
源泉徴収税額(所得税)				0
				0

種類	配当等の額 (円)	源泉徴収税額(所得税) (円)	配当割額(住民税) (円)	特別分配金の額 (円)	外国所得税の額 (円)
①株式・出資又は基金	0	0	0		
②投資信託又は特定受益証券発行信託	0	0	0		
③オープン型証券投資信託	0	0	0		
④国債・地方債・国債投資信託	0	0	0		
⑤合計(配当所得の金額)(①+②+③+④)	0	0	0		
⑥差引金額(⑤-⑥)					
⑦納付税額					
⑧還付税額(⑦-⑧)					

金融商品取引業者等
所在地 (郵便)

XXXX-XXXX-XXXXXX-XXXXXXXXXXXX-ST#HGBXXXX

年間取引報告書 (特定口座)



※サラリーマンは年収2,000万円以下で、副業、投資などの雑所得の利益の合計が20万円以下であれば確定申告は不要。非課税のNISA口座も申告不要。

$$\begin{array}{l}
 \text{譲渡価額} \\
 (\text{売却株価} \times \text{株数})
 \end{array}
 -
 \left[
 \begin{array}{l}
 \text{必要経費} \\
 \text{購入株価} \times \text{株数} + \text{購入手数料} \\
 + \text{売却手数料}
 \end{array}
 \right]
 =
 \begin{array}{l}
 \text{譲渡益} \\
 (\text{譲渡所得})
 \end{array}$$

株の売買による譲渡益も収入とみなします

